



26予予第1308号
平成27年2月6日

一般社団法人 東京防災設備保守協会
理事長 佐藤 直記 殿

東京消防庁
予防部長 村上 研一



連結送水管の送水口及び放水口等の結合金具に係る運用基準の改正について（依頼）

平素より、消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

従来、当庁においては連結送水管の送水口及び放水口並びにスプリンクラー設備及び連結散水設備の送水口の結合金具をねじ式とするよう運用してきました。

現在、当庁の消防用車両等に配置されている65mmの消防用ホースについては、差込式となっていることから、迅速な消防活動のため、従来の運用基準を改正し、下記のとおり運用することとしましたので、貴会会員等に対し、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

1 改正概要

次に掲げるものの結合金具を差込式のものとするよう運用することとします。

- (1) スプリンクラー設備の送水口
- (2) 連結散水設備の送水口
- (3) 連結送水管の送水口及び放水口
- (4) 水圧開放装置付きシャッターの開放装置の送水口
- (5) 危険物関係施設に設置する消火設備の送水口及び連結送液口

2 新旧対照表

別記のとおり

3 運用開始日

平成27年4月1日

4 その他

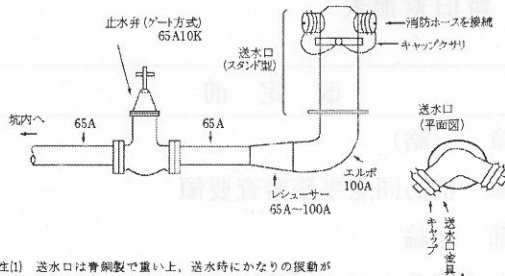
今回の改正は、既存の防火対象物及び危険物関係施設に対する改修を定めたものではありませんが、既設の結合金具については、今後の改修工事等の機会をとらえてねじ式から差込式に変更するようお願いいたします。

問合せ先

〔 予防部予防課消防設備係 行徳 大久保 〕
〔 電話 03-3212-2111 内線 4762 4765 〕

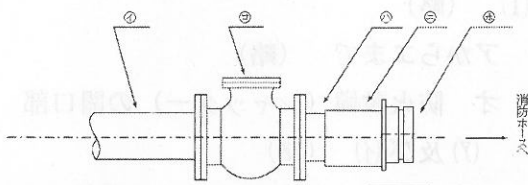
予防事務審査・検査基準 新旧対照表

改定後	改定前
<p>第1章 (現行のとおり)</p> <p>第2章 消防同意事務審査要領</p> <p>第1節 総論</p> <p>第1から第5まで (現行のとおり)</p> <p>第6 無窓階の取扱い</p> <p>1及び2 (現行のとおり)</p> <p>3 開口部の構造</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>アからエまで (現行のとおり)</p> <p>オ 防火設備(シャッター)の開口部</p> <p>(ア)及び(イ) (現行のとおり)</p> <p>(ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの(シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて(昭和52年12月19日消防予第251号)に適合しているものに限る。)</p> <p>※ <u>水圧開放装置の送水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号。)」に規定する呼称65の差込式受け口(町野式)に適合するものであること。</u></p> <p>カからコまで (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>第2節及び第3節 (現行のとおり)</p> <p>第4節 形態別審査要領</p> <p>第1から第5まで (現行のとおり)</p> <p>第6 ずい道の敷設工事現場等の火災予防対策</p> <p>1及び2 (現行のとおり)</p> <p>3 指導基準</p> <p>(1)から(9)まで (現行のとおり)</p> <p>第6-1図から第6-3図まで (現行のとおり)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 消防同意事務審査要領</p> <p>第1節 総論</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 無窓階の取扱い</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 開口部の構造</p> <p>(1) (略)</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ 防火設備(シャッター)の開口部</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が1階にあるもの(シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて(昭和52年12月19日消防予第251号)に適合しているものに限る。)</p> <p>カからコまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2節及び第3節 (略)</p> <p>第4節 形態別審査要領</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 ずい道の敷設工事現場等の火災予防対策</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 指導基準</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>第6-1図から第6-3図まで (略)</p>



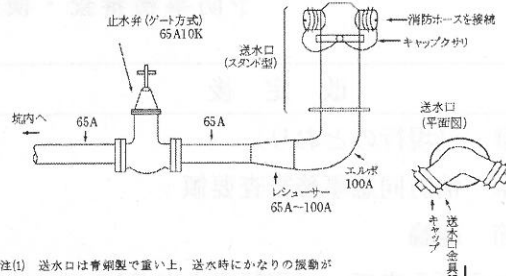
- 注(1) 送水口は青銅製で重い上、送水時にかなりの振動があるため、支持を堅固にする必要がある。
 (2) 送水口のホースの接続口は、地盤面より0.5~1.0mの位置に設ける。

第6-4図 送水口



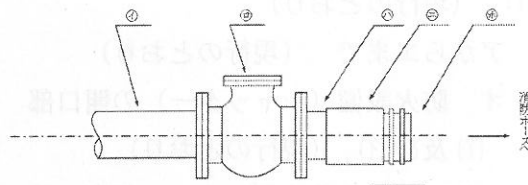
- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 65A鋼管 | 10Kフランジ付 |
| ② 逆止弁(スイング式) | 65A |
| ③ ネジ込みフランジ | 65A 10K |
| ④ ソケット | 65A |
| ⑤ ホースジョイント金具 | ガスネジ-呼称65差込式差し口 |

第6-5図 放水口



- 注(1) 送水口は青銅製で重い上、送水時にかなりの振動があるため、支持を堅固にする必要がある。
 (2) 送水口のホースの接続口は、地盤面より0.5~1.0mの位置に設ける。

第6-4図 送水口



- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 65A鋼管 | 10Kフランジ付 |
| ② 逆止弁(スイング式) | 65A |
| ③ ネジ込みフランジ | 65A 10K |
| ④ ソケット | 65A |
| ⑤ ホースジョイント金具 | ガスネジ-65A消防ホース(ねじ) |

第6-5図 放水口

別添 (現行のとおり)

別表第1から別表第3まで (現行のとおり)

第7から第9まで (現行のとおり)

第3章 (現行のとおり)

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の
技術基準及び検査要領

第1節 (現行のとおり)

第2節 各論

第1及び第2 (現行のとおり)

第3 スプリンクラー設備

I 技術基準

1 共通事項

(1)から(9)まで (現行のとおり)

(10) 送水口

送水口は、政令第12条第2項第7号及び省令第14条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

(7) 省令第14条第1項第6号口に規定する送水口のホース結合金具は、差込式のものとすること。

(イ) (現行のとおり)

別添 (略)

別表第1から別表第3まで (略)

第7から第9まで (略)

第3章 (略)

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の
技術基準及び検査要領

第1節 (略)

第2節 各論

第1及び第2 (略)

第3 スプリンクラー設備

I 技術基準

1 共通事項

(1)から(9)まで (略)

(10) 送水口

送水口は、政令第12条第2項第7号及び省令第14条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

(7) 省令第14条第1項第6号口に規定する送水口のホース結合金具は、ねじ式のものとすること。

(イ) (略)

<p>イ (現行のとおり)</p> <p>(11)から(15)まで (現行のとおり)</p> <p>2から6まで (現行のとおり)</p> <p>別記1及び別記2 (現行のとおり)</p> <p>別図3-1から別図3-3まで (現行のとおり)</p> <p>別表第3-1及び別表第3-1-2 (現行のとおり)</p> <p>II 検査要領</p> <p>〔I〕 外観検査</p> <p>1から11まで (現行のとおり)</p> <p>12 送水口</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 送水口は、認定品で、ホース結合金具は<u>差込式</u>のものであること。</p> <p>13から16まで (現行のとおり)</p> <p>〔II〕 性能検査</p> <p>1から7まで (現行のとおり)</p> <p>第4から第18まで (現行のとおり)</p> <p>第19 連結散水設備</p> <p>I 技術基準</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 開放型ヘッド方式</p> <p>(1)から(4)まで (現行のとおり)</p> <p>(5) 送水口等(別図第19-2参照)</p> <p>ア <u>送水口の結合金具は、差込式のもの</u>とすること。</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>ウ (現行のとおり)</p> <p>エ <u>前ウの標識等は、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、変形等が生じないものであること。◆</u></p> <p>3 閉鎖型ヘッド方式(屋内消火栓設備を設置する防火対象物)</p> <p>(1)から(10)まで (現行のとおり)</p> <p>(11) 送水口</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 送水口の結合金具は、<u>差込式</u>のものとする。</p> <p>ウ (現行のとおり)</p>	<p>イ (略)</p> <p>(11)から(15)まで (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>別記1及び別記2 (略)</p> <p>別図3-1から別図3-3まで (略)</p> <p>別表第3-1及び別表第3-1-2 (略)</p> <p>II 検査要領</p> <p>〔I〕 外観検査</p> <p>1から11まで (略)</p> <p>12 送水口</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 送水口は、認定品で、ホース結合金具は<u>ねじ式</u>のものであること。</p> <p>13から16まで (略)</p> <p>〔II〕 性能検査</p> <p>1から7まで (略)</p> <p>第4から第18まで (略)</p> <p>第19 連結散水設備</p> <p>I 技術基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 開放型ヘッド方式</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 送水口等(別図第19-2参照)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>前イの標識等は、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、変形等が生じないものであること。◆</u></p> <p>3 閉鎖型ヘッド方式(屋内消火栓設備を設置する防火対象物)</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p> <p>(11) 送水口</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 送水口の結合金具は、<u>ねじ式</u>のものとする。</p> <p>ウ (略)</p>
--	---

(12) (現行のとおり)

4から8まで (現行のとおり)

別図第19-1から別図第19-5まで (現行のとおり)

別表第19-1及び別表第19-2 (現行のとおり)

II 検査要領

〔I〕 外観検査

1 (現行のとおり)

2 送水口

(1) (現行のとおり)

(2) 送水口のホース結合金具は、差込式のものであること。

(3)及び(4) (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

〔II〕 性能検査

1及び2 (現行のとおり)

第20 連結送水管

I 技術基準

1 高層階等以外に設ける連結送水管

(1) 送水口

送水口は、政令第29条第2項第3号及び省令第31条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 結合金具は、差込式のものとし、その構造は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号。以下この項において「結合金具の規格省令」という。）」に規定する呼称65の受け口に適合するものであること。

イ (現行のとおり)

(2) (現行のとおり)

(3) 放水口

放水口は、政令第29条第2項第1号及び省令第31条第2号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

(12) (略)

4から8まで (略)

別図第19-1から別図第19-5まで (略)

別表第19-1及び別表第19-2 (略)

II 検査要領

〔I〕 外観検査

1 (略)

2 送水口

(1) (略)

(2) 送水口のホース結合金具は、ねじ式のものであること。

(3)及び(4) (略)

3及び4 (略)

〔II〕 性能検査

1及び2 (略)

第20 連結送水管

I 技術基準

1 高層階等以外に設ける連結送水管

(1) 送水口

送水口は、政令第29条第2項第3号及び省令第31条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 結合金具は、ねじ式のものとし、その構造は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号。以下この項において「結合金具の規格省令」という。）」に規定する呼称65のめねじに適合するものであること。

イ (略)

(2) (略)

(3) 放水口

放水口は、政令第29条第2項第1号及び省令第31条第2号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

<p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(イ) 結合金具は、<u>差込式</u>のものとし、その構造は、結合金具の規格省令に規定する呼称65の<u>差し口</u>に適合するものであること。</p> <p>イからエまで (現行のとおり)</p> <p>(4)及び(5) (現行のとおり)</p> <p>2 高層階等に設ける連結送水管</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 放水用器具</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 放水用器具は、次によること。</p> <p>(7) 格納箱には、以下のものを格納すること。</p> <p>a (現行のとおり)</p> <p>b ホースは<u>結合金具の規格省令に規定する呼称50のねじ式結合金具のもの</u>とし、ホース又は放水口に媒介金具(呼称50のホースと呼称65の放水口が結合できる金具で、<u>呼称50ねじ式差し口×呼称65差込式受け口のもの</u>。)を結合し、ホースを放水口に接続できるようにしておくこと。◆</p> <p>(イ) (現行のとおり)</p> <p>(3)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>3 及び 4 (現行のとおり)</p> <p>別図第20-1から別図第20-7まで (現行のとおり)</p> <p>別記1から別記4まで (現行のとおり)</p> <p>II 検査要領</p> <p>〔I〕 外観検査</p> <p>1から10まで (現行のとおり)</p> <p>〔II〕 性能検査</p> <p>1から7まで (現行のとおり)</p> <p>第21から第23まで (現行のとおり)</p> <p>第5章から第7章まで (現行のとおり)</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(イ) 結合金具は、<u>ねじ式</u>のものとし、その構造は、結合金具の規格省令に規定する呼称65の<u>しめ輪のおねじ</u>に適合するものであること。</p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2 高層階等に設ける連結送水管</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放水用器具</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放水用器具は、次によること。</p> <p>(7) 格納箱には、以下のものを格納すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b ホースは呼称50とし、ホース又は放水口に媒介金具(呼称50のホースと呼称65の放水口が結合できる金具をいう。)を結合し、ホースを放水口に接続できるようにしておくこと。◆</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>別図第20-1から別図第20-7まで (略)</p> <p>別記1から別記4まで (略)</p> <p>II 検査要領</p> <p>〔I〕 外観検査</p> <p>1から10まで (略)</p> <p>〔II〕 性能検査</p> <p>1から7まで (略)</p> <p>第21から第23まで (略)</p> <p>第5章から第7章まで (略)</p>
---	--